事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号のイの表の第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　大火災があつたこと。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号のイの表の第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三　公共施設火災があつたこと。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　不発弾等の処理に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五　渇水対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七　鉱害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「一・〇」と読み替えるものとする。
八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
九　家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、第三条第一項第一号のイの表の第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
二　大火災があつたこと。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号のイの表の第二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三　公共施設火災があつたこと。	当該年度の十一月一日から十二月三十一日までの間に発生した火災について、第三条第一項第一号イの表第三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
四　不発弾等の処理に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五　渇水対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度において災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要する経費（第三条第一項第一号イの表第六号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）について、同号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七　鉱害対策に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・八」とあるのは「一・〇」と読み替えるものとする。
八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
九　家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第三条第一項第一号の表第四号において特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額